

傷害保険の概況



はしがき

損害保険料率算出機構では、損害保険における保険料のもととなる保険 料率(参考純率および基準料率)を算出し、会員である損害保険会社に提 供しています。

本書は、傷害保険を対象に、統計数値などを用いて、その仕組みや一般 的な補償内容、収支動向などを、既にご契約されている方、これからご契 約をお考えの方などにお知らせするものです。

本書が、皆様に損害保険をご理解いただく一助になることを願っております。

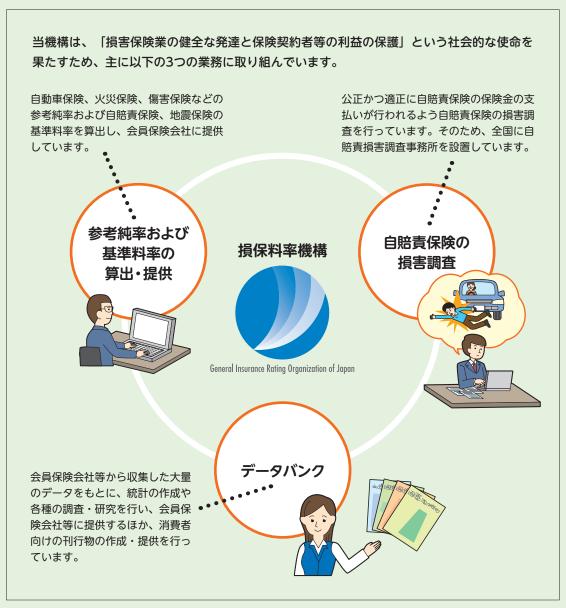
なお、本書で使用している数値は、2020年度の統計に基づきます。ただし、集計時期の関係から、一部の数値で掲載年度が異なることがありますので、各グラフ・表中の記載年度をご確認ください。

2022年4月

損害保険料率算出機構

損害保険料率算出機構(損保料率機構)とは

損害保険料率算出機構(損保料率機構)は、損害保険料率算出団体に関する法律(料団法)に基づいて設立された団体(非営利の民間の法人)であり、損害保険会社を会員とする組織です*1 *2。



- ※1 1948年11月1日に、損害保険料率算定会が設立され、1964年1月8日に、自動車保険料率算定会が、損害保険料率算定会から分離・独立して設立されました。その後、2002年7月1日に両算定会が統合し、当機構が業務を開始しました。
- ※2 損害保険会社は、当機構が参考純率や基準料率を算出する保険種類ごとに当機構に加入、脱退することができます。会員保険会社数は36社(2022年4月1日現在)です。

当機構の概要は、ウェブサイト掲載の「損害保険料率算出機構 組織のご案内」をご参照ください。

<u></u> 上次

		はしがき
第Ⅰ部	傷 害 保 険 の 制 度 概 要	1 傷害保険の仕組み ····································
第Ⅱ部	傷害保険	1 傷害保険とは
		1 傷害保険の保険料率の概要 18 2 傷害保険の参考純率の算出 23 3 傷害保険の参考純率の算出後の流れ 25 4 傷害保険の参考純率の検証と改定 26
		3 傷害保険の現況 1 保険料(収入)の状況
第Ⅲ部	からだに関する 保険関連の統計	1 傷害保険統計 ····································

はじめに一損害保険とは

1 保険の役割

保険は、多くの人がお金を出し合い、万が一のことが起こった場合に、 出し合ったお金で助け合う制度です。

日常生活には、大ケガや重病、交通事故、火災、台風、地震、盗難など非常に多くの「万が一のこと」が 潜んでいます。こうした「万が一のこと」は、健康管理や安全運転に心がけるなど、できるだけ回避するに 越したことはありません。しかし、どれだけ気をつけていても「万が一のこと」が起きてしまう可能性があ ります。





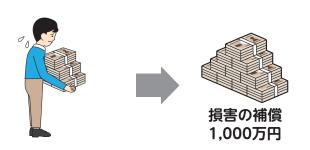




例えば、「家が火事で焼けてしまう」ことが1万人に1人の確率で起こり、その損害が1,000万円であるとします。1万人のうちの誰がそのような災害に遭うのかわかりません。このような事態に備える方法として、次の2つが考えられます。

貯蓄

1万人の人が皆それぞれに、 1,000万円を用意しておく必 要があります。



保険

例えば1万人の人があらか じめ1,000円ずつ出し合えば、 1,000万円を用意しておくこ とができます。





損害の補償 1,000万円

このように保険は、保険契約者一人一人が少しずつお金を出し合い、「万が一のこと」が起こった場合 に出し合ったお金で助け合う制度で、少ない負担で大きな安心を得ることができます。

保険の分類

保険には、公営のものと民営のものがあり、 それぞれ大きく分けて損害保険と生命保険があります。

保険には、その運営主体によって公営保険と民営保険があります。

公営保険は、政府などの公的機関が社会政策や経済政策など公共政策上の目的を達成するために運営して いる保険であり、国民健康保険や国民年金、雇用保険などがあります。民営保険は、民間の保険会社が販売 している保険です**。

また、保険には、備える「万が一のこと」の種類によって大きく分けて損害保険と生命保険があります。 損害保険は交通事故や火災など偶然の事故に、生命保険は人の死亡などに、それぞれ備えるものです。

※民営保険に該当する保険であっても、自動車損害賠償責任保険は自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義 務付けられている保険であり、地震保険は地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として法令で定められた損害を 補償する保険であるなど、公共政策としての保険もあります。

損害保険の種類

民間の保険会社が販売している損害保険には、くるまに関する保険、 すまいに関する保険、からだに関する保険など、さまざまな種類があります。

■損害保険の商品の例

くるまに関する 保険	自動車損害賠償責任保険 (自賠責保険)	法律で契約が義務付けられている保険で、自動車事故によって他人 を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、一定の限度額まで保険 金が支払われます。	
	自動車保険	自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、自賠 責保険から支払われる額の超過部分に対して保険金が支払われるほか、他 人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合、ご自身・搭乗者が死傷した 場合またはご自分の自動車に損害を被った場合に保険金が支払われます。	
すまいに関する	火災保険	火災をはじめ、落雷や破裂・爆発、風災、雪災・ひょう災、水濡れ、 水災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金 が支払われます(事務所や工場なども含みます)。	
保険	地震保険	地震や噴火、またはこれらによる津波を原因として、居住用建物や 家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。	
からだに関する 保険	傷害保険	日常生活中の事故などによって死傷した場合に保険金が支払われます。	
	医療保険	ケガや病気によって入院した場合や手術を受けた場合に保険金が支 払われます。	
その他の保険	個人賠償責任保険	日常生活中の事故によって他人を死傷させたり、他人の財物を壊し て損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。	
	所得補償保険	ケガや病気などによって働けなくなった場合に保険金が支払われます。	
	海上保険	航海中に沈没、転覆、座礁などにより、船舶や積荷に損害を被った 場合に保険金が支払われます。	
	運送保険	陸上輸送や航空輸送などの最中に衝突、脱線、墜落などにより、積 荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。	



損害保険会社のマーケット規模

2020年度の元受正味収入保険料は 約9兆6,483億円です。

その内訳は右のとおりです。

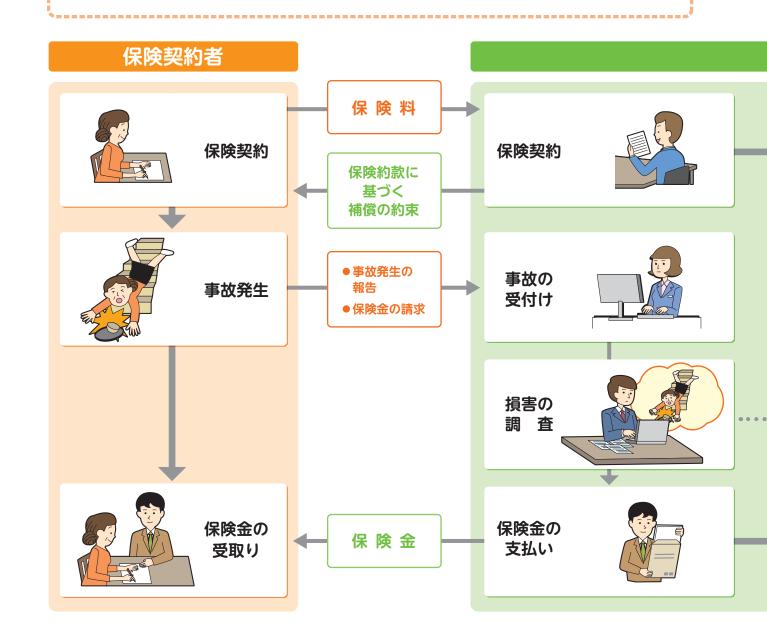
すまいに関する保険 -からだに関する保険 8.2% 18.7% くるまに関する保険 その他の保険 53.3% 19.8%

※「令和3年版インシュアランス損害保険統計号」(株式会社保険研究所)から作成。

1 傷害保険の仕組み

保険契約者は、補償内容などを定めた「保険約款」に基づいて保険会社と契約を行い、「保険料」を支払うことにより、将来事故が発生したときの補償を得ることができます。

「保険料」は過去の契約・支払いに関するデータなどにより算出しており、「保険約款」は補償内容に関する保険契約者のニーズや社会環境の変化などを踏まえて適宜見直しています。

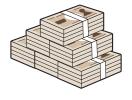


memo

保険料と保険金の違いは?

保険料とは、将来事故が発生したときの補償を得るために、保険契約者が保険会社に支払うお金をいいます。

保険金とは、事故により損害が発生したときに、保険会 社が支払うお金をいいます。



保険会社の役割

契約に関する データ

保険料の算出

- ●保険料は、事故が発生したときに保険会 社が支払う保険金、人件費、その他諸経 費などにより算出しています。
- ●保険料を算出する要素のうち、保険金は 将来に発生する事故に対して支払われる ため、契約時には確定していません。
- ●したがって、保険料の算出にあたっては、 将来の事故の発生率や支払額を予測する 必要があります。
- ●そこで、過去の契約・支払いに関する大量のデータを基に算出を行います。
- ●また、保険金の支払いに影響を与える要素として、事故件数の増加などの社会環境の変化についても考慮しています。

保険約款の作成

- ●保険約款では、保険商品の 補償内容として、保険金が 支払われる場合の条件や、 支払われる金額の計算方法 などを定めています。
- ●また、保険契約に関する基本的なルールを定めた「保険法」の内容に沿って、保険会社や保険契約者が守らなければならない事項なども定めています。
- ●保険約款は、補償内容に関する保険契約者のニーズ、 利便性の向上、その他社会 環境の変化などに対応する ため、適宜見直しています。

支払いに関する データ



- ●日常生活中の不慮の事故や 交通事故の傾向
- ●少子高齢化
- ●法令の改正 など

memo

損害の調査

以下のような調査を

●保険金の支払対象

●損害の額がいくら

行います。

かどうか

になるのか

なぜ大量のデータを用いるの?

例えば、サイコロを振る回数を何千回、何万回と増やしていくほど、それぞれの目の出る割合は6分の1に近づいていきます。このように、一見偶然に見える事象であっても、データを大量に収集することによって、その事象がある一定の法則をもって発生していることがわかります。

これを「大数の法則」といい、事故が発生する確率や支払われる保険金を算出する際には、この 法則を十分に機能させるため、大量のデータを用いています。



2 傷害保険の概要

傷害保険は、日常生活中の事故や交通事故などによって起こるケガ(傷害といいます)を補償する保険です。傷害ならば何でも保険金が支払われるというわけではなく、以下の要件を満たす事故による傷害に対して保険金が支払われます。

急激

事故から傷害までの過程が直接的で、時間的な間隔がないこと。

例:長時間のハイキングによる靴擦れ は含みません。

偶然

事故の原因や結果を予知できない 状態であること。

例: 故意に被った傷害は含みません。



外 来

傷害保険の

保険事故の三要件

傷害の原因が補償の対象者の身 体の外部にあること。

例:病気(疾病)は含みません。



1 主な傷害保険の種類

傷害保険には、補償内容ごとに主に以下の種類があります。

(1) 普通傷害保険

国内・国外を問わず、家庭内、職場内、学校内、通勤通学途上および旅行中など、日常生活のなかで起こるさまざまな傷害を補償します。



(2) 家族傷害保険

普通傷害保険が個人を対象とするのに対し、家族全員を補償の対象とすることができる保険です。補償内容は普通傷害保険と同様です。

- ※家族傷害保険の補償の対象者は以下のとおりです。
 - ①本人
 - ②本人の配偶者
 - ③本人またはその配偶者の同居の親族
 - ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子

(例:仕送りを貰って一人暮らしをしている学生など)



(3) 交通事故傷害保険

国内・国外を問わず、主として交通事故による傷害を補償する保険です。 また、乗り物の火災による傷害も対象としています。



(4) ファミリー交通傷害保険

交通事故傷害保険が個人を対象とするのに対し、家族全員を補償の対象とす ることができる保険です。補償内容は交通事故傷害保険と同様です。

※ファミリー交通傷害保険の補償の対象者は、家族傷害保険と同様です。



(5) 国内旅行傷害保険

国内旅行中(旅行の目的のために家を出発してから帰宅するまでの間)の傷 害を補償する保険です。



(6) 海外旅行傷害保険

海外旅行中(旅行の目的のために家を出発してから帰宅するまでの間)の傷 害のほか、病気、賠償損害、携行品損害、救援者費用(例:補償の対象者が旅 行先で死亡、入院または遭難により救助を要した場合に捜索救助、移送または 現地に赴くために支出した費用)などについて補償する保険です。



傷害保険は上記の他にもさまざまな種類があります。なお、この資料では上記(1)~(6)の傷害保険について、 第Ⅱ部 1傷害保険とは (P10) で詳しく説明しています。

1 傷害保険とは



※一般的な傷害保険契約に関する説明には ←一般的な傷害保険契約 と記載し、傷害保険参考純率に関する説明には ← 傷害保険参考純率 と記載しています。

1 傷害保険の保険約款

傷害保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。

◆一般的な傷害保険契約

■保険約款の構成

傷害保険の保険約款には、基本となる補償内容および契約の手続きに関する事項を定めた普通保険約款と、オプションとなる補償内容など普通保険約款の内容に追加・変更を行う特約があります。



2 傷害保険の補償内容

以下では、傷害保険の一般的な補償内容を説明していますが、個々の契約の補償内容は各保険会社が販売している保 険の内容や保険契約者の方が選択される内容によって異なります。

(1) 各保険の補償内容

◆ 一般的な傷害保険契約

傷害保険は、傷害などの内容に応じて、支払われる保険金の種類と支払われる保険金の額が異なります。

● 普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・ 国内旅行傷害保険

■死亡保険金

●保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日 以内に死亡した場合



●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額 (保険金額)

■後遺障害保険金

●保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日 以内に後遺障害が生じた場合



●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額 (保険金額)

X

後遺障害の程度に応じた 所定の割合

■入院保険金

●保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日 以内に入院した場合



●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額 (入院保険金日額)



入院日数(180日を限度)

第Ⅱ部|傷害保険

■通院保険金

●保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日 以内に通院した場合



●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額 (通院保険金日額)

X

通院日数 (90日を限度)

■手術保険金

●保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日 以内に手術を受けた場合



●支払われる保険金の額

(1) 入院中に受けた手術の場合

契約時に設定した金額 (入院保険金日額)

 $\times 10$

(2) (1) 以外の手術の場合

契約時に設定した金額 (入院保険金日額)

× 5

■部位·症状別保険金※

●保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日 以内に治療を受けた場合



●支払われる保険金の額

(1) 治療日数が5日以上の場合

契約時に設定した金額(部位・症状別保険金額)

X

傷害が生じた部位および 症状に応じた所定の倍率

(2) 治療日数が5日未満の場合

契約時に設定した金額(部位・症状別保険金額)

※特約を付帯することによって支払われる保険金です。 なお、国内旅行傷害保険にはこの特約はありません。

2 海外旅行傷害保険

海外旅行傷害保険は、支払われる保険金が特約で規定されており、これらの特約を組み合わせて補償内容を決 定します。

■傷害死亡保険金

●保険金が支払われる場合

旅行中の傷害発生からその日を含めて180日以内に死亡した場合



●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額 (傷害死亡保険金額)

■傷害後遺障害保険金

● 保険金が支払われる場合

旅行中の傷害発生からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合



●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額 (傷害後遺障害保険金額)

X

後遺障害の程度に応じた 所定の割合

■傷害治療費用保険金

●保険金が支払われる場合

旅行中の傷害発生からその日を含め て180日以内に治療を受けた場合



●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額 (傷害治療費用保険金額) を上限とする治療のために 実際に支出した金額

■疾病死亡保険金

●保険金が支払われる場合

旅行中に疾病で死亡した場合、旅行中に疾病を発病して、帰国後72時間以内に治療を開始し、帰国後30日以内に死亡した場合など



●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額 (疾病死亡保険金額)

■疾病治療費用保険金

●保険金が支払われる場合

旅行中または帰国後に疾病を発病して、帰国後72時間以内に治療を開始した場合など



●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額 (疾病治療費用保険金額) を上限とする治療のために 実際に支出した金額

第Ⅱ部|傷害保険

■救援者費用等保険金

● 保険金が支払われる場合

補償の対象者が旅行先で死亡、入 院、遭難した場合など



●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額 (救援者費用等保険金額) を上限とする捜索救助、移送、 救援者の渡航・宿泊等のために 実際に支出した金額

※上記のほかに、傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金および救援者費用等保険金をセットにした「治療・救援費用保険金」 があります。

(2) 保険金が支払われない場合

◆ 一般的な傷害保険契約

次のような場合には、保険金は支払われません。

● 普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・ 国内旅行傷害保険(例)



※家族傷害保険およびファミリー交通傷害保険の場合、保険金が支払われないのは、その補償の対象者の被った傷害に限ります(例:本人が故意に事故を起こし、本人と配偶者がともに傷害を被った場合、配偶者の傷害については保険金が支払われます)。

2 海外旅行傷害保険(例)

海外旅行傷害保険は、保険金の種類によって保険金が支払われない場合が異なります。

■傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害治療費用保険金



■救援者費用等保険金、治療・救援費用保険金



- ※1 補償の対象者が自殺行為を行い、定められた期間内に死亡した場合には保険金が支払われます。
- ※2 補償の対象者の無資格運転などにより被った傷害によって、定められた期間内に死亡した場合には保険金が支払われます。

■疾病死亡保険金、疾病治療費用保険金



(3) 主な特約の内容

◆ 一般的な傷害保険契約

※海外旅行傷害保険には以下の特約はありません。

●普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険

<補償範囲を縮小する特約>

死亡保険金および後遺障害保険金のみの 支払特約	支払われる保険金の種類を死亡保険金および後遺障害保険金 のみに限定します。	
後遺障害等級限定(第〇級以上)補償 特約	後遺障害保険金の支払われる後遺障害の範囲を限定します。	
夫婦特約	補償の対象者を本人および配偶者のみに限定します。 (家族傷害保険およびファミリー交通傷害保険のみ)	
入院保険金支払限度日数変更特約	入院保険金の支払限度日数(180日)を短縮します。	
通院保険金支払限度日数変更特約	通院保険金の支払限度日数(90日)を短縮します。	

<補償を拡充する特約>

後遺障害保険金の追加支払に関する特約	既に支払われた後遺障害保険金と同じ額の後遺障害保険金を 追加支払します。	
入院保険金および通院保険金の	入院または通院をした場合、その期間の最初の7日間の保険	
7日間2倍支払特約	金を2倍にします。	

2 国内旅行傷害保険

<補償範囲を縮小する特約>

死亡保険金および後遺障害保険金のみの	支払われる保険金の種類を死亡保険金および後遺障害保険金
支払特約	のみに限定します。

傷害保険標準約款

当機構では、傷害保険の参考純率を算出しており、その算出にあたって前提となる補償内容 などを定めています。これを保険約款という形で示したものを傷害保険標準約款といいます。

◆傷害保険参考純率

■傷害保険標準約款の種類

標準約款

普通傷害保険

家族傷害保険

交通事故傷害保険

ファミリー交通傷害保険

国内旅行傷害保険

海外旅行傷害保険

2 傷害保険の保険料率

傷害保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表します。

1 傷害保険の保険料率の概要

(1) 傷害保険の保険料率

◆一般的な傷害保険契約

傷害保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表し、保険料は保険金額に比例します*。例えば、保険料率が0.003であった場合、保険金額を1,000万円で契約すると、保険料は3万円(=1,000万円×0.003)となり、保険金額を2,000万円で契約すると、保険料は6万円となります。

傷害保険の保険料率には、保険契約者が支払う傷害保険料が、補償の対象者の職種など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。



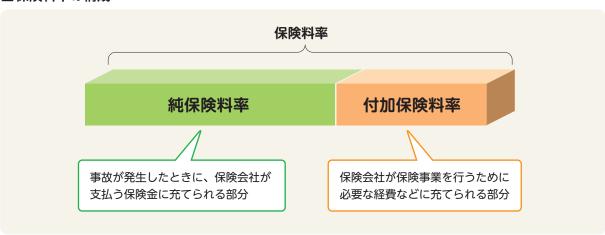
料率区分の詳細は、2 1 (4)傷害保険の料率区分(P20)をご参照ください。

保険金額

支払われる保険金の上限額をいい、契約時に定めます。なお、入院および通院における保険金額は、「保険金日額」(1日の入院または通院に対して支払われる保険金の上限額)といいます。

※海外旅行傷害保険における傷害治療費用や疾病治療費用など、保険金額を上限として実際に支出した金額を支払う補償については、保険料は保険金額比例ではありません。

■保険料率の構成



memo

保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「参考純率」との関係

- •「参考純率」とは、料率算出団体が算出する「純保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して傷害保険の「参考純率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」を算出する際の基礎として、「参考純率」を使用することができます。その場合の使用 方法は保険会社ごとに判断します。
- •「付加保険料率」については、保険会社が独自に算出します。

(2) 保険料率の3つの原則

◆ 一般的な傷害保険契約

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。 参考純率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

参考純率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです(損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令)。

合理的

- ●算出に用いる保険統計その他の 基礎資料が、客観性があり、か つ、精度の高い十分な量のもの であること。
- ●算出が、保険数理に基づく科学 的方法によるものであること。

妥 当

●将来の保険金の支払いに充て られることが見込まれる純保 険料率として、過不足が生じ ないと認められるものである こと。

不当に 差別的でない

●危険の区分や水準が、実態的 な危険の格差に基づき適切に 設定されていること。

memo

「保険料率の3つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支 払われる保険金の総額と等しくなる必要があります。 これを「収支相等の原則」といいます。

純保険料の総額保険金の総額純保険料保険金純保険料保険金純保険料保険金

個々の契約について見ると

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク (事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど) が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定することが必要です。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が 起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しく なります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。

ある保険契約の 純保険料 その保険契約で 受け取ることが 見込まれる 保険金の期待値

(3) 参考純率を算出している傷害保険の種類

◆ 傷害保険参考純率

当機構では、以下の傷害保険の参考純率を算出しています。

 普通傷害保険
 家族傷害保険

 交通事故傷害保険
 ファミリー交通傷害保険

 国内旅行傷害保険
 海外旅行傷害保険

(4) 傷害保険の料率区分

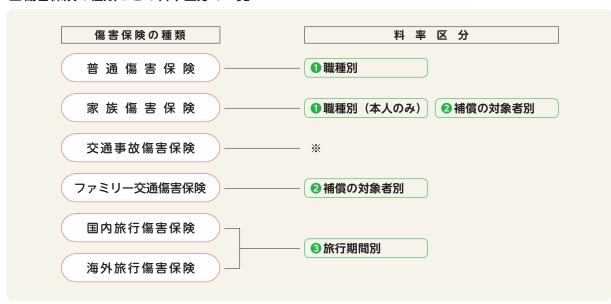
◆ 傷害保険参考純率

傷害保険の保険料率には、保険契約者が支払う傷害保険料が、職種、補償の対象者、旅行期間など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

以下では、参考純率における傷害保険の料率区分について説明していますが、実際の料率区分は保険会社によって異なります。

したがって、ご自身の契約に適用されている保険料率に関する詳細な情報は、保険証券をご確認のうえ、保険 会社にお問い合わせください。

■傷害保険の種類ごとの料率区分の一覧

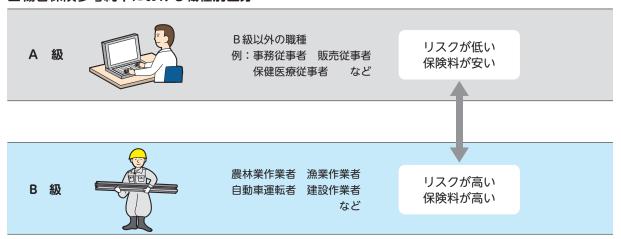


※交通事故傷害保険は、職種や補償の対象者による区分はなく一律です。

① 職種別

普通傷害保険および家族傷害保険は、日常生活全般において被った傷害を補償する保険ですが、補償の対象者がどのような職種についているかによって、傷害を被るリスクが異なるため、保険料率を職種により区分しています。

■傷害保険参考純率における職種別区分



2補償の対象者別

家族傷害保険およびファミリー交通傷害保険の料率区分は、補償の対象者の区分(本人・配偶者・その他親族)ごとに設けられています。これら補償の対象者の組み合わせによって最終的な保険料が異なります。

■傷害保険参考純率における補償の対象者別区分



家族傷害保険および

ファミリー交通傷害保険の契約パターン

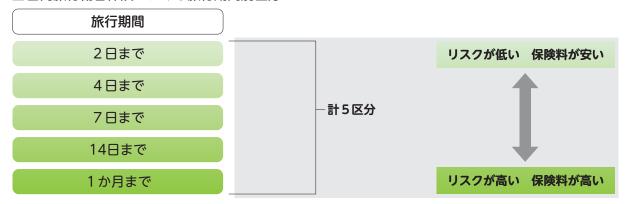
- 本人と配偶者とその他親族
- 本人と配偶者
- ・本人とその他親族

第Ⅱ部|傷害保険

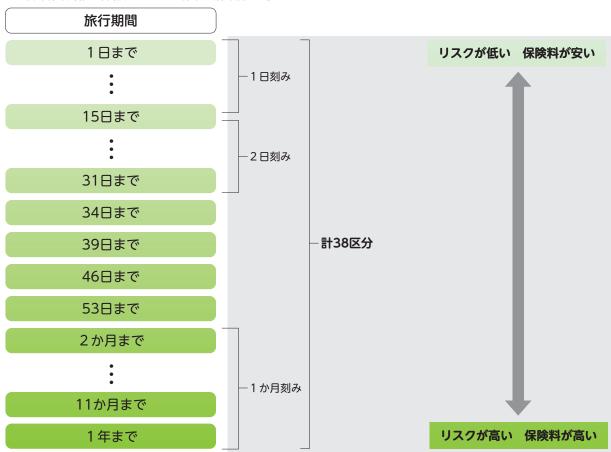
③旅行期間別

国内旅行傷害保険および海外旅行傷害保険は、旅行中に被った傷害などを補償する保険ですが、旅行期間に応じてそのリスクが異なるため、保険料率を旅行期間により区分しています。

■国内旅行傷害保険における旅行期間別区分



■海外旅行傷害保険における旅行期間別区分



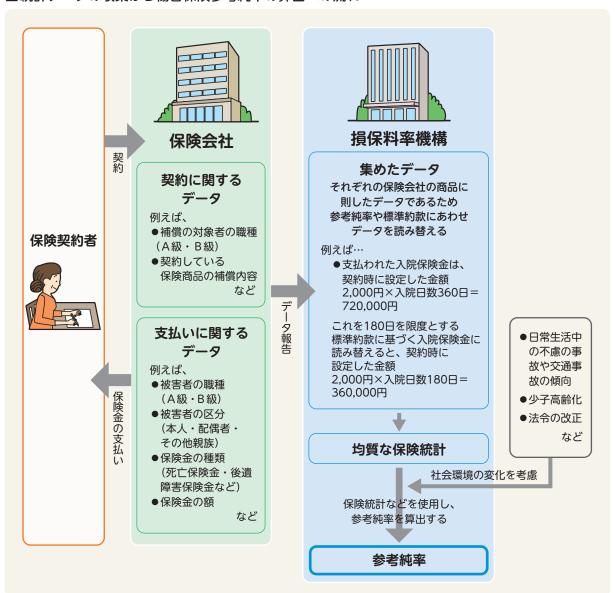
2 傷害保険の参考純率の算出

(1)統計データの収集から参考純率算出への流れ

◆ 傷害保険参考純率

当機構では保険会社から報告された契約・支払いに関する大量のデータを基に均質な保険統計を作成し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて参考純率の 算出を行っています。

■統計データの収集から傷害保険参考純率の算出への流れ



memo

社会環境の変化の考慮

傷害保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

例えば、人口動態統計(厚生労働省発表)を用いて、不慮の事故による死亡リスクの傾向を確認したり、患者調査(厚生労働省発表)を用いて、病院や診療所を利用する患者の傷害の状況から入院・通院リスクの傾向分析を行ったりしています。

また、法令の改正(例:消費税率の引上げ)に伴って、傷害保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても 考慮しています。

(2) 傷害保険参考純率の算出方法

◆ 傷害保険参考純率

参考純率は、保険金の総額を保険金額の総額で除すことにより算出します。

参考純率は、料率算出団体が算出する純保険料率のことですが、純保険料率は、保険料率のうち、保険金の 支払いに充てられる部分の保険料(=純保険料)の保険金額に対する割合をいいます。

シ 純保険料率の詳細は、2 ■(1)傷害保険の保険料率(P18)をご参照ください。

なお、純保険料は収支相等の原則に従う必要があることから、必要と見込まれる純保険料の総額は保険金の 総額と等しくなるよう算出する必要があります。

♪ 収支相等の原則の詳細は、2 1(2)保険料率の3つの原則(P19)をご参照ください。

 これを式で表すと、

 必要と見込まれる 純保険料の総額
 となります。

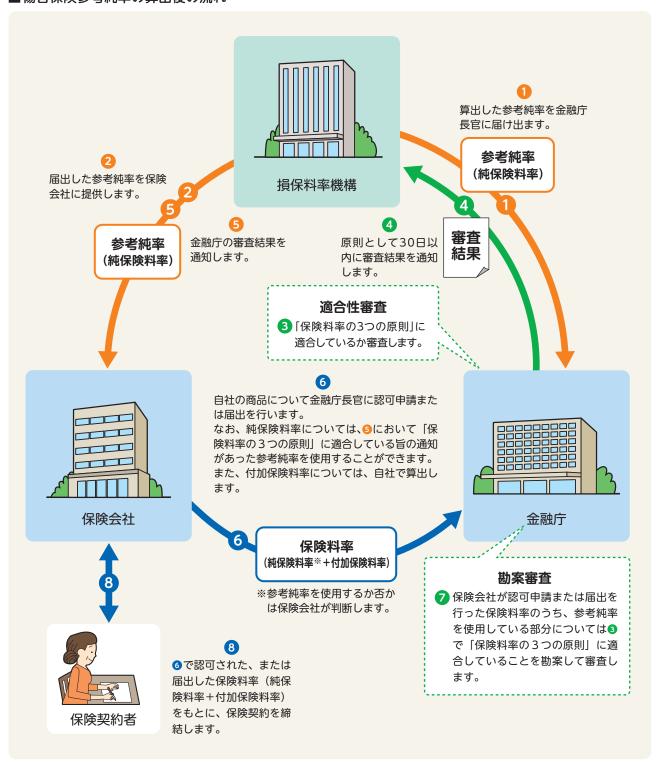
 よって、
 保険金の総額 保険金額の総額

3 傷害保険の参考純率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した傷害保険参考純率の届出を行い、参考純率が「保険料率の3つの原則」に適合していることについて審査を受けます。

◆ 傷害保険参考純率

■傷害保険参考純率の算出後の流れ

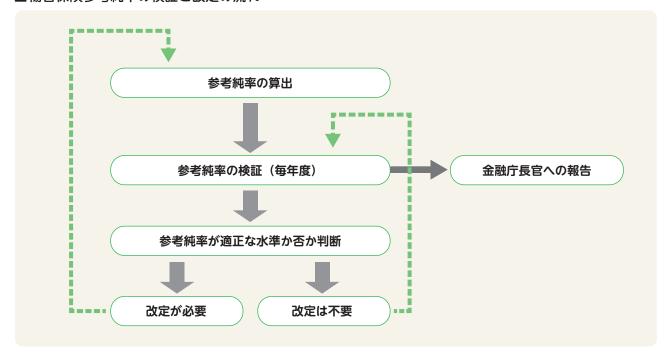


4 傷害保険の参考純率の検証と改定

参考純率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では参考純率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば参考純率の改定の届出を行います。

◆ 傷害保険参考純率

■傷害保険参考純率の検証と改定の流れ



3 傷害保険の現況

保険料(収入)と保険金(支払い)の推移について説明します。

保険料(収入)の状況

傷害保険の保険料は、契約件数のほか、 契約される補償内容(保険金額または補償 範囲)、保険料水準の見直しなどの影響を受 けて変動します。

保険料は、図1のとおり、2017年度に増 加が見られますが、2018年度からは減少に 転じています。保険料の減少については、 補償の対象者1人あたりの保険金額が減少 していること、補償範囲を縮小する特約の 付帯率が上昇していること (32(1) 普通傷 害保険・家族傷害保険(P28、29)参照) が主な要因と考えられます。

また、2017年度の増加については、普通 傷害保険・家族傷害保険において、従来は 集計対象としていなかった商品を2017年度 から対象としたためであり、2016年度につ いても当該商品の保険料を算入した場合に は、(参考)のグラフのとおり、減少傾向で 推移しています。

なお、2020年度については、1年契約が 多い普通傷害保険・家族傷害保険および交通 事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険では 保険料の大きな変動はありませんでしたが、 これに対し、短期の契約が多い国内旅行傷害 保険および海外旅行傷害保険では、保険料が 大きく減少しました。これは、新型コロナウ イルスによる影響(トピックス11(P31)参 照)を受け、旅行者数が大きく減少したこと によります。

図1 保険料の推移



(参老) 保険料の推移(2016年度の保険料を 2017年度以降の集計対象商品に揃えて集計した場合)



保険料

図1の保険料は、21(1)傷害保険の保険料率 (P18)に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

リトン・ベイシスの数値です(以下、同じ)。リトン・ベイシスとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

2 保険金(支払い)の状況

傷害保険の保険金は、図2のとおり、全体でみると近年減少傾向にありますが、2020年度には、新型コロナウイルスによる影響(トピックス1)(P31)参照)を受けて契約が大きく減少した国内旅行傷害保険および海外旅行傷害保険で保険金が半分以下に減少しました。

新型コロナウイルスによる影響以外では、主な 保険の種類ごとに次のような特徴がみられます。

● 普通傷害保険・家族傷害保険の保険金は、図2のとおり、2017年度に増加が見られますが、全体でみると減少傾向で推移しています。保険金の減少については、補償の対象者1人あたりの保険金額が減少していること、補償範囲を縮小する特約の付帯率が上昇していることが主な要因と考えられます。

また、2017年度の増加については、普通傷害保険・家族傷害保険において、従来は集計対象としていなかった商品を2017年度から対象としたためであり、2016年度についても当該商品の保険金を算入した場合には、(参考)のグラフのとおり、減少傾向で推移しています。

●海外旅行傷害保険の保険金は、概ね減少傾向で推移しています。これは、海外旅行傷害保険の保険金のおよそ8割を占める治療費用に関する被害者数が減少傾向で推移していることが主な要因と考えられます。

図2 保険金の推移



(参考) 保険金の推移 (2016年度の保険金を 2017年度以降の集計対象商品に揃えて集計した場合)



(1) 普通傷害保険·家族傷害保険



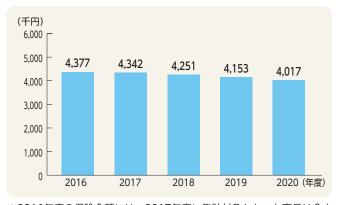
補償の対象者1人あたりの保険金額の減少

図3のとおり、補償の対象者1人あたりの 保険金額(死亡・後遺障害)は減少傾向にあ ります。

前述の図2 (参考) のとおり、普通傷害保険・家族傷害保険の保険金の減少傾向は、補償の対象者1人あたりの保険金額の減少傾向の影響を受けたことに加え、補償範囲を縮小する特約 (1 2(3)主な特約の内容 (P16)参照)の付帯率が上昇していることも、要因の一つとなっています。

この、補償範囲を縮小する特約の付帯率が 上昇している背景としては、以降の2つの要 因が考えられます。

図3 補償の対象者1人あたりの保険金額(死亡・後遺障害)の推移



※2016年度の保険金額には、2017年度に集計対象となった商品は含まれていません。



補償の対象者および被害者の高齢化

図4のとおり、一般に傷害を被るリスク(ここでは「傷害リスク」といいます)は加齢とともに高まる傾向が みられます。また、高齢化の進展により、図5および図6のとおり、補償の対象者および被害者の高齢化が進ん でいます(トピックス②(P32)参照)。

こうした、傷害リスクの高い高齢者の構成割合の増加に伴い、近年、保険料水準が引上げとなったことを背景*として、補償範囲を縮小する特約(1 2(3)主な特約の内容(P16)参照)の付帯率が上昇したものと考えられます。

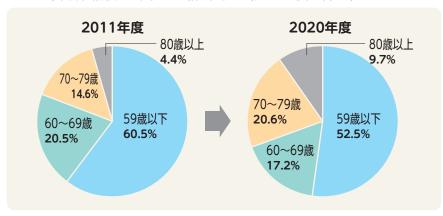
※普通傷害保険・家族傷害保険の参考純率は、2009年5月、2012年5月および2018年5月に引上げ改定を行いました。

図4 年代別の傷害リスクの違い(補償内容別)



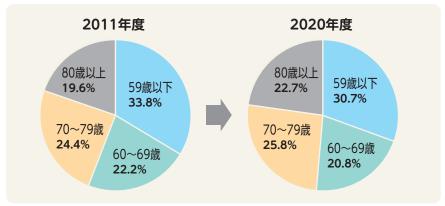
※補償の対象者1,000人に対する被害者数を比較したものです(2016~2020年度の累計値、補償の対象者「本人」について集計)。

図5 年代別 補償の対象者の構成割合(死亡・後遺障害)



※補償の対象者「本人」について集計した数値です。

図6 年代別被害者の構成割合(死亡・後遺障害)



※被害者「本人」について集計した数値です。

第Ⅱ部|傷害保険



平均入院日数および平均通院日数の動向

図7は、普通傷害保険・家族傷害保険における 平均入院日数(被害者1人あたり)および平均通 院日数(同)の推移を示したものです。

入院および通院については、契約時に設定した 保険金日額に、実際に入院や通院をした日数を乗 じた額が保険金として支払われます。したがって、 その日数が長いほど、支払われる保険金は増加す ることになります(ただし、保険金の支払対象と なる日数には限度が設けられています(1 2(1)各 保険の補償内容①(P11、12)参照))。

直近10か年の推移をみると、平均入院日数は 短期化、平均通院日数も2014年度以降は短期化 の傾向にあります*。平均入院日数の短期化の背 景には、国や都道府県における在宅医療を促進す る取組みや医療技術の進歩などの影響があるもの と考えられます。また、平均通院日数の短期化は、 近年、通院保険金の支払対象とする日数を短縮す る特約の付帯率が上昇していることによるものと 考えられます。

※通院は入院よりも被害者数が多いことから(図8)、 平均通院日数の動向は平均入院日数の動向よりも保 険金の支払いに大きく影響します。

図7 平均入院日数および平均通院日数の推移

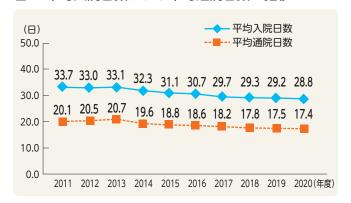


図8 入院および通院の被害者数



※2016~2020年度の累計値です。

(2)海外旅行傷害保険



被害者1人あたりの治療費用に関する保険金の動向

図9は、被害者1人あたりの治療費用に関する 保険金の推移を示しています。

治療費用に関する保険金は、治療に要した実費が支払われます。海外旅行中に生じた傷害や疾病*のために治療を受けた際、要した費用を現地通貨で支払う場合が主のため、旅行先の為替の変動や現地の医療費水準の動向の影響を受けます(12(1)各保険の補償内容②(P13、14)参照)。

なお、2020年度においては、新型コロナウイルスの影響により、海外旅行傷害保険の契約者数が約99%減少しており、「被害者1人あたりの治療費用に関する保険金」として、必ずしも前年度までと同様の実態を示したものではないと考えられる点、留意が必要です。

※疾病には、感染症も含まれます。

図9 被害者1人あたりの治療費用に関する 保険金の推移



※治療・救援費用保険金(海外旅行中の傷害または疾病の治療や捜索 救助に要した費用に関する保険金)を集計した数値です。

■トピックス 1

新型コロナウイルスによる影響

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、2019年12月に中国・武漢市で初めて感染者が確認され て以降、世界中に拡大しました。

新型コロナウイルスの感染拡大は、社会生活に大きな変化をもたらしただけでなく、傷害保険の動向に も大きな影響を及ぼしています。

普通傷害保険・家族傷害保険および交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険と関連性の高い、日常生活上の負 傷者数の動向を示す統計の一例として、整形外科の入院外件数(図10)と交通事故負傷者数(図11)が挙げられま す。整形外科の入院外件数は近年ほぼ横ばいで推移し、交通事故負傷者数は近年減少傾向で推移(自動車の安全装置 の普及による)していますが、2020年4月から5月には特異に減少しています。これは、1回目の緊急事態宣言時に おいては、新型コロナウイルスに対する警戒感の高まりから特に外出や行動が控えられ、ケガ自体が減少したこと、 急を要さない通院や手術が延期されたこと、交通量が減少して交通事故が減ったことなどが理由として考えられます。

整形外科の入院外件数の動向 図10



※制度別医療機関種類別 医療費(厚労省)をもとに作成。

図11 交通事故負傷者数の動向



※交通事故統計(警察庁)をもとに作成。

国内旅行傷害保険および海外旅行傷害保険と関連性の高い、旅行者数の動向を示す統計の一例として、国内実旅 行者数(図12)と日本人出国者数(図13)が挙げられます。国内実旅行者数は、2020年4月から5月に特異に減 少し、その後、GoToトラベルキャンペーン期間(2020年7月22日~2020年12月27日)に増加したものの、 2019年度の半分以下の水準で推移しています。日本人出国者数は、2020年3月頃から激減した状態が続いていま すが、これは、日本国政府による新型コロナウイルス感染拡大に係る渡航自粛要請、および各国政府の入国制限措 置の影響と考えられます。

図12 国内実旅行者数の動向



※旅行・観光消費動向調査(観光庁)をもとに作成。

図13 日本人出国者数の動向



※出入国管理統計(法務省)をもとに作成。

■トピックス 2

高齢化の進展

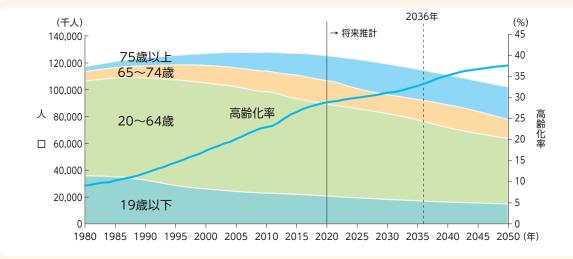
平均寿命の延伸や少子化に伴い、国民全体の高齢化が進んでおり、これを受けて傷害保険の補償の 対象者においても高齢者の割合が増加しています。

2020年のわが国の高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は28.8%*となっています。今後も、高齢化が進むことによって、2036年には3人に1人が65歳以上になると予測されています(図14)。

傷害保険においても、図15のとおり、補償の対象者の高齢化が進んでいます。

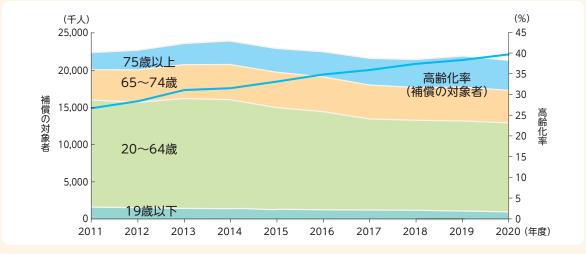
※「令和3年版高齢社会白書」(内閣府)

図14 わが国の人口の推移と将来推計人口



※2020年までは「国勢調査」および「人口推計」(総務省)、2021年以降は「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)(http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp_zenkoku2017.asp)をもとに作成。

図15 補償の対象者の年齢分布(普通傷害保険・家族傷害保険/死亡・後遺障害)



※補償の対象者「本人」について集計した数値です。

第Ⅲ部

からだに関する 保険関連の統計

傷害保障	倹統計	
第1表	傷害保険 総括表	34
第2表	普通傷害保険 統計表〈2020年度〉	36
第3表	家族傷害保険 統計表〈2020年度〉	38
第4表	普通傷害保険	
	被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】	40
第5表	家族傷害保険	
	被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】	41
第6表	交通事故傷害保険統計表〈2020年度〉	42
第7表	ファミリー交通傷害保険 統計表〈2020年度〉	44
第8表	交通事故傷害保険	
	被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】	46
第9表	ファミリー交通傷害保険	47
₩.10±	被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】	47
第10表	国内旅行傷害保険 統計表〈2020年度〉	48
第11表	国内旅行傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】	50
第12表	海外旅行傷害保険 統計表〈2020年度〉	52
为124	海尔斯门 吻合体类 机矿铁 (2020年度/	JZ
関連情報	昭	
第13表	*** わが国の主要死因別死亡数	54
第14表	不慮の事故 種類別・年齢別死亡数〈2020年〉	55
第14衣	不慮の争成 程規別・中断別先し数 (2020年/ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
-1020		20
第16表	わが国在外公館が取り扱った事件・事故に係る 海外邦人援護件数〈2020年〉	58
	/9/174八1反应计数 \2020十/	50

第Ⅲ部│からだに関する保険関連の統計

1 傷害保険統計

第1表 傷害保険 総括表

年 度	保険の種類	収入保険料	支 払 保 険 金
		百万円	百万円
	普通傷害保険	159, 859	78, 831
	家族傷害保険	54, 126	26, 093
	交通事故傷害保険	13, 733	5, 256
2016	ファミリー交通傷害保険	8, 926	3, 418
	国内旅行傷害保険	2, 127	750
	海外旅行傷害保険	29, 401	15, 111
	合計	268, 172	129, 459
	普通傷害保険	176, 585	79, 531
	家族傷害保険	51, 915	26, 349
	交通事故傷害保険	13, 320	5, 172
2017	ファミリー交通傷害保険	8, 654	3, 216
	国内旅行傷害保険	2, 111	840
	海外旅行傷害保険	29, 396	13, 614
	合計	281, 979	128, 722
	普通傷害保険	175, 697	78, 947
	家族傷害保険	49, 785	25, 849
	交通事故傷害保険	12, 901	4, 795
2018	ファミリー交通傷害保険	8, 184	2, 822
	国内旅行傷害保険	2, 132	726
	海外旅行傷害保険	30, 181	12, 495
	合計	278, 880	125, 633
	普通傷害保険	179, 384	75, 887
	家族傷害保険	49, 704	24, 705
	交通事故傷害保険	12, 335	4, 592
2019	ファミリー交通傷害保険	7, 826	2, 562
	国内旅行傷害保険	1, 895	757
	海外旅行傷害保険	26, 356	12,678
	合計	277, 499	121, 180
	普通傷害保険	178, 075	71, 247
2020	家族傷害保険	46, 337	22, 126
	交通事故傷害保険	12, 043	4, 004
	ファミリー交通傷害保険	7, 902	2, 055
	国内旅行傷害保険	370	331
	海外旅行傷害保険	3, 932	5, 942
	合計	248, 659	105, 704

第2表 普通傷害保険統計表〈2020年度〉

(新契約)

	附 任 叫 反 八	件数				
	職種別区分	件数	補償の対象者数	保険金額	保 険 料	補償の対象者数
		件	人	百万円	千円	人
1	A級	799, 844	6, 668, 831	28, 987, 534	19, 860, 663	5, 341, 453
2	В級	117, 103	537, 431	3, 022, 152	3, 140, 868	400, 612
3	加重平均適用契約等	2, 834, 240	13, 046, 439	53, 177, 143	47, 763, 845	9, 925, 113
4	小計	3, 751, 187	20, 252, 701	85, 186, 831	70, 765, 377	15, 667, 178
5	就業中の危険補償対象外	16, 804	581, 706	3, 831, 332	1, 584, 966	398, 525
6	合 計	3, 767, 991	20, 834, 407	89, 018, 164	72, 350, 344	16, 065, 703

	職種別区分	死	亡	後遺	障害	入	院
		被害者数	保 険 金	被害者数	保 険 金	被害者数	保 険 金
		人	千円	人	千円	人	千円
1	A級	631	3, 252, 942	4,018	5, 032, 650	25, 875	3, 353, 411
2	B級	80	676, 123	626	1, 210, 634	2, 094	387, 829
3	加重平均適用契約等	2, 457	7, 563, 776	11, 653	10, 754, 590	75, 192	10, 818, 133
4	小計	3, 168	11, 492, 842	16, 297	16, 997, 875	103, 161	14, 559, 373
5	就業中の危険補償対象外	10	32, 298	343	377, 602	918	104, 703
6	合 計	3, 178	11, 525, 141	16, 640	17, 375, 478	104, 079	14, 664, 077

^{※1「}加重平均適用契約等」には、職種別区分を持たない商品等を含みます。

^{※2「}就業中の危険補償対象外」には、補償の対象者が職業や職務に従事している間に被った傷害について補償対象外とする特約を付帯した契約に関するデータを集計しています。

入 院		通院			合計保険料	
保険金日額	保 険 料	補償の対象者数	保険金日額	保 険 料		
千円	千円	人	千円	千円	千円	
20, 745, 968	10, 413, 249	4, 528, 068	9, 804, 656	20, 136, 647	50, 410, 560	1
1, 974, 328	1, 436, 618	361, 232	1, 066, 766	2, 974, 406	7, 551, 893	2
49, 673, 703	38, 621, 208	6, 141, 322	14, 242, 152	30, 514, 097	116, 899, 150	3
72, 394, 001	50, 471, 076	11, 030, 622	25, 113, 575	53, 625, 150	174, 861, 604	4
2, 331, 673	783, 910	387, 537	639, 945	844, 405	3, 213, 282	5
74, 725, 674	51, 254, 986	11, 418, 159	25, 753, 521	54, 469, 555	178, 074, 887	6

手	術	通	院	合	計	
被害者数	保 険 金	被害者数	保 険 金	被害者数	保 険 金	
人	千円	人	千円	人	千円	
16, 176	750, 861	144, 206	8, 229, 214	190, 906	20, 619, 080	1
1, 583	85, 945	11, 192	967, 130	15, 575	3, 327, 662	2
50, 643	2, 870, 789	257, 419	14, 239, 233	397, 364	46, 246, 523	3
68, 402	3, 707, 596	412, 817	23, 435, 577	603, 845	70, 193, 266	4
857	53, 323	9, 026	485, 730	11, 154	1, 053, 658	5
69, 259	3, 760, 920	421, 843	23, 921, 308	614, 999	71, 246, 925	6

第3表 家族傷害保険統計表〈2020年度〉

(新契約)

	は 勝の り を	老 / 七 L の酔狂叩豆ハ	[1] ¥[_		死亡・後遺障害		入 院	
	補負の対象	者/本人の職種別区分	件 数	補償の対象者数	保険金額	保 険 料	補償の対象者数	保険金日額
			件	人	百万円	千円	人	千円
1	本 人	A 級	65, 490	614, 507	2, 204, 497	1, 829, 898	503, 199	1, 992, 778
2		B 級	6, 916	15, 205	58, 468	101, 866	15, 055	55, 371
3		加重平均適用契約等	271, 084	1, 263, 005	4, 708, 343	4, 652, 054	1, 088, 305	5, 395, 578
4		就業中の危険補償対象外	1, 146	38, 152	38, 488	20, 688	7, 657	32, 640
5		小計	344, 636	1, 930, 869	7, 009, 798	6, 604, 507	1, 614, 216	7, 476, 369
6	i	配偶者	(297, 101)	1, 858, 475	5, 175, 805	3, 676, 827	1, 537, 651	6, 813, 734
7		その他親族	(232, 372)	[1, 253, 553]	2, 732, 898	3, 728, 497	[1,063,584]	3, 834, 674
8		合 計	344, 636	[1,930,869]	14, 918, 502	14, 009, 833	[1,614,216]	18, 124, 778

	実際の社会	老 / ナトの聯種叫豆ハ	死	ť	後遺	障害	入	院
	補償の対象者/本人の職種別区分		被害者数	保 険 金	被害者数	保 険 金	被害者数	保 険 金
			人	千円	人	千円	人	千円
1	本 人	A 級	111	396, 991	599	540, 962	3, 383	480, 304
2		B 級	2	4,076	29	38, 467	116	15, 051
3		加重平均適用契約等	259	778, 127	1, 962	1, 606, 775	8, 214	1, 278, 494
4		就業中の危険補償対象外	1	5, 069	45	15, 587	37	4, 201
5		小計	373	1, 184, 264	2, 635	2, 201, 792	11,750	1, 778, 051
6	i	配偶者	170	399, 664	1, 953	1, 272, 183	8, 372	1, 306, 528
7		その他親族	215	502, 123	1, 785	984, 231	11, 024	1, 638, 913
8		合 計	758	2, 086, 051	6, 373	4, 458, 207	31, 146	4, 723, 493

- ※1「加重平均適用契約等」には、職種別区分を持たない商品等を含みます。 ※2「就業中の危険補償対象外」には、補償の対象者が職業や職務に従事している間に被った傷害に ついて補償対象外とする特約を付帯した契約に関するデータを集計しています。
- %3 () 内の数値は合計に含みません。
- ※4 [] 内の数値は家族数を表します。

	通院			合計保険料	
保 険 料	補償の対象者数	保険金日額	保 険 料	口可床灰竹	
千円	人	千円	千円	千円	
1, 350, 112	499, 075	1, 117, 475	2, 877, 705	6, 057, 716	1
66, 268	14, 604	31, 296	147, 251	315, 386	2
3, 591, 846	979, 000	2, 067, 645	5, 022, 999	13, 266, 900	3
12, 448	7, 641	19, 772	30, 379	63, 515	4
5, 020, 675	1, 500, 320	3, 236, 189	8, 078, 336	19, 703, 520	5
3, 248, 677	1, 437, 852	2, 819, 167	6, 015, 281	12, 940, 786	6
4, 261, 261	[1,005,721]	1, 633, 839	5, 702, 511	13, 692, 271	7
12, 530, 615	[1,500,320]	7, 689, 196	19, 796, 129	46, 336, 577	8

手	術	通	院	合	計	
被害者数	保険金	被害者数	保 険 金	被害者数	保 険 金	
人	千円	人	千円	人	千円	
2, 062	117, 792	23, 415	1, 279, 144	29, 570	2, 815, 195	1
82	3, 857	800	44, 844	1, 029	106, 297	2
6, 136	327, 223	65, 876	3, 193, 137	82, 447	7, 183, 757	3
34	1, 511	357	25, 042	474	51, 412	4
8, 314	450, 384	90, 448	4, 542, 168	113, 520	10, 156, 662	5
5, 966	313, 372	59, 871	2, 733, 731	76, 332	6, 025, 479	6
7, 455	316, 788	91, 563	2, 501, 593	112, 042	5, 943, 649	7
21, 735	1, 080, 545	241, 882	9, 777, 493	301, 894	22, 125, 791	8

第4表 普通傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年度	入	院	通 院		
	被害者数	支払認定日数	被害者数	支払認定日数	
	人	日	人	日	
2016	87, 281	2, 662, 809	462, 629	9, 043, 676	
2017	102, 401	2, 982, 234	474, 474	9, 101, 556	
2018	106, 550	3, 058, 463	473, 878	8, 913, 234	
2019	107, 004	3, 041, 549	470, 368	8, 653, 524	
2020	104, 079	2, 908, 569	421, 843	7, 737, 155	

第5表 家族傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年度	入	院	通	院
	被害者数	支払認定日数	被害者数	支払認定日数
	人	日	人	日
2016	32, 913	1, 023, 433	265, 142	4, 509, 316
2017	33, 764	1, 060, 085	285, 694	4, 705, 239
2018	35, 463	1, 106, 559	284, 189	4, 583, 240
2019	34, 418	1, 090, 963	275, 381	4, 397, 480
2020	31, 146	983, 595	241, 882	3, 826, 849

第6表 交通事故傷害保険 統計表〈2020年度〉

(新 契 約)

件数		死亡・後遺障害		-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1十 数	補償の対象者数	保険金額	保険料	補償の対象者数	保険金日額
件	人	百万円	千円	人	千円
1, 615, 406	6, 164, 748	17, 875, 557	5, 405, 869	2, 581, 447	12, 029, 901

死	ť	後遺	障害	入	院
被害者数	保険金	被害者数	保険金	被害者数	保険金
人	千円	人	千円	人	千円
237	772, 409	1, 284	1, 080, 827	3, 574	515, 839

		通院	合計保険料		
保険料	補償の対象者数	保険金日額	保険料	台計保険料	
千円	人	千円	千円	千円	
2, 518, 254	1, 489, 965	4, 040, 779	4, 119, 017	12, 043, 140	

手	術	通	院	合	計
被害者数	保険金	被害者数	保険金	被害者数	保 険 金
人	千円	人	千円	人	千円
2, 408	143, 167	15, 677	1, 491, 352	23, 180	4, 003, 596

第7表 ファミリー交通傷害保険 統計表〈2020年度〉

(新 契 約)

	補償の対象者		死亡・後遺障害			入 院	
	価 関 の 別 家 名	件数	補償の対象者数	保険金額	保 険 料	補償の対象者数	保険金日額
		件	人	百万円	千円	人	千円
1	本人	383, 559	849, 805	4, 703, 058	1, 852, 999	800, 364	3, 872, 570
2	配偶者	(341, 172)	801, 305	3, 637, 781	1, 021, 436	751, 357	3, 429, 691
3	その他親族	(318, 402)	[703,003]	2, 253, 306	917, 731	[663,648]	2, 568, 099
4	合 計	383, 559	[849, 805]	10, 594, 146	3, 792, 168	[800, 364]	9, 870, 360

(支 払)

	補償の対象者	死	亡	後遺	障害	入	院
		被害者数	保 険 金	被害者数	保 険 金	被害者数	保 険 金
		人	千円	人	千円	人	千円
1	本人	26	149, 250	348	429, 670	1,031	177, 649
2	配偶者	8	58, 386	173	146, 448	455	60, 596
3	その他親族	14	49, 389	134	82, 425	693	74, 960
4	合 計	48	257, 026	655	658, 543	2, 179	313, 206

※1 () 内の数値は合計に含みません。※2 [] 内の数値は家族数を表します。

		通院	合 計 保 険 料		
保 険 料	補償の対象者数	保険金日額	保 険 料	合 訂 休 陕 科	
千円	人	千円	千円	千円	
946, 829	446, 700	960, 179	1, 188, 485	3, 988, 315	1
435, 897	413, 804	770, 849	565, 452	2, 022, 786	2
530, 676	[377, 544]	550, 491	442, 663	1, 891, 070	3
1, 913, 403	[446,700]	2, 281, 519	2, 196, 601	7, 902, 173	4

手	術	通	院	合	計	
被害者数	保 険 金	被害者数	保 険 金	被害者数	保 険 金	
人	千円	人	千円	人	千円	
729	48, 709	5, 591	417, 489	7, 725	1, 222, 769	1
299	16, 678	2, 689	174, 503	3, 624	456, 612	2
443	22, 322	4, 434	146, 247	5, 718	375, 345	3
1, 471	87, 710	12, 714	738, 240	17, 067	2, 054, 728	4

第8表 交通事故傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年度	入	院	通	院
	被害者数	支払認定日数	被害者数	支払認定日数
	人	日	人	日
2016	3, 824	115, 670	19, 569	554, 199
2017	3, 737	105, 617	19, 553	545, 148
2018	3, 898	114, 244	19, 108	514, 881
2019	4, 072	122, 295	18, 769	503, 827
2020	3, 574	99, 747	15, 677	420, 882

第9表 ファミリー交通傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年 度	入	院	通	院
	被害者数	支払認定日数	被害者数	支払認定日数
	人	日	人	日
2016	2, 429	70, 293	15, 794	423, 819
2017	2, 444	67, 078	15, 872	427, 500
2018	2, 461	69, 216	15, 376	392, 524
2019	2, 375	68, 578	14, 962	368, 337
2020	2, 179	58, 913	12,714	317, 454

第10表 国内旅行傷害保険 統計表〈2020年度〉

(新 契 約)

件数		死亡・後遺障害			入院
件 数	補償の対象者数	保 険 金 額	保険料	補償の対象者数	保険金日額
件	人	百万円	千円	人	千円
349, 554	1, 191, 078	7, 364, 188	129, 893	1, 184, 409	5, 206, 525

死	亡	後遺	障害	入	院
被害者数	保 険 金	被害者数	保 険 金	被害者数	保 険 金
人	千円	人	千円	人	千円
2	14, 330	75	85, 728	275	41, 676

千円

370, 108

合計保険料

手	術	通	院	合	計
被害者数	保 険 金	被害者数	保険金	被害者数	保 険 金
人	千円	人	千円	人	千円
242	13, 044	2, 045	176, 209	2, 639	330, 989

院

千円

2, 729, 364

保

険 料

千円

173, 209

保険金日額

通

人

補償の対象者数

1, 155, 426

料

千円

67,005

保 険

第11表 国内旅行傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年 度	入	院	通	院
	被害者数	支払認定日数	被害者数	支払認定日数
	人	日	人	日
2016	665	13, 701	6, 870	110, 837
2017	755	16, 477	6, 835	114, 412
2018	666	12, 314	6, 246	111, 518
2019	650	12, 233	6, 019	98, 360
2020	275	7, 035	2, 045	47, 602

第12表 海外旅行傷害保険 統計表〈2020年度〉

(新契約)

	補償内容	件数	補償の対象者数
		件	人
1	傷害・死亡後遺障害	0	324
2	傷 害 ・ 死 亡	23, 309	25, 371
3	傷害・後遺障害	(28, 547)	(32, 485)
4	疾病•死 亡	(21, 281)	(24, 031)
5	治療・救援費用	(21, 336)	(19, 837)
6	傷害 · 治療費用	(2,797)	(4,760)
7	疾病 · 治療費用	(2,940)	(4, 847)
8	救 援 者 費 用	(3, 593)	(5, 450)
9	合計	23, 309	25, 695

(支 払)

	補償内容	死	亡	後遺	障害
		被害者数	保 険 金	被害者数	保 険 金
		人	千円	人	千円
1	傷害・死亡後遺障害	3	18, 433	4	7, 487
2	傷 害 ・ 死 亡	9	219, 529	_	_
3	傷 害 · 後 遺 障 害	_	_	147	460, 831
4	疾病 • 死 亡	24	237, 021	_	_
5	治療 · 救援費用	_	_	_	_
6	傷 害 ・ 治 療 費 用	_	_	_	-
7	疾病 · 治療費用	_	_	_	_
8	救 援 者 費 用	_	_	_	_
9	合 計	36	474, 983	151	468, 318

※()内の数値は合計に含みません。

保険金額	保 険 料	
百万円	千円	
0	6, 823	1
517, 460	135, 166	2
(706, 259)	114, 186	3
(283, 064)	152, 083	4
(1,716,973)	3, 067, 888	5
(25, 291)	70, 468	6
(32, 263)	367, 969	7
(46, 844)	17, 564	8
517, 460	3, 932, 151	9

治療	費用等	合	計	
被害者数	保 険 金	被害者数	保 険 金	
人	千円	人	千円	
_	_	7	25, 920	1
_	_	9	219, 529	2
_	_	147	460, 831	3
_	_	24	237, 021	4
35, 568	4, 553, 325	35, 568	4, 553, 325	5
510	91, 368	510	91, 368	6
4, 773	349, 246	4, 773	349, 246	7
13	5, 225	13	5, 225	8
40, 864	4, 999, 166	41, 051	5, 942, 469	9

2 関連情報

第13表 わが国の主要死因別死亡数

	死亡数(人)									
死因		上段:実数、	下段:人口	10万人あたり)					
	2016	2017	2018	2019	2020					
結核	1, 893 1. 5	2, 306 1. 9	2, 204 1. 8	2, 087 1. 7	1, 909 1. 5					
	373, 088	373, 365	373, 584	376, 425	378, 385					
/ut = .t:	298. 4 13, 483	299. 5 13, 971	300. 7 14, 181	304. 2 13, 846	301. 0 13, 902					
糖尿病 ————————————————————————————————————	10.8	11. 2	11. 4	11. 2	11. 1					
高血圧性疾患	6, 843 5. 5	9, 570 7. 7	9, 581 7. 7	9, 549 7. 7	10, 003 8. 0					
心疾患(高血圧性を除く)	198, 070 158. 4	204, 868 164. 4	208, 221 167. 6	207, 714 167. 9	205, 596 163. 6					
脳血管疾患	109, 353 87. 5	109, 896 88. 2	108, 186 87. 1	106, 552 86. 1	102, 978 81. 9					
 肺炎	119, 346 95. 5	96, 859 77. 7	94, 661 76. 2	95, 518 77. 2	78, 450 62. 4					
	7, 108	9, 093	8, 459	7, 957	7, 061					
 喘息	5. 7 1, 455	7. 3	6. 8 1, 617	6. 4	5. 6 1, 158					
	1. 2 2, 657	1. 4 2, 513	1. 3 2, 521	1. 2 2, 499	0. 9 2, 265					
肝疾患	2. 1 15, 780	2. 0 17, 019	2. 0 17, 275	2. 0 17, 273	1. 8 17, 688					
<u> </u>	12. 6	13. 7	13. 9 26, 081	14. 0 26, 644	14. 1					
腎不全	24, 620 19. 7	25, 135 20. 2	20, 081	21. 5	26, 948 21. 4					
老衰	92, 836 74. 3	101, 411 81. 4	109, 605 88. 2	121, 863 98. 5	132, 440 105. 4					
自殺	21, 021 16. 8	20, 468	20, 031	19, 425 15. 7	20, 243					
	38, 314	40, 332	41, 238	39, 184	38, 133					
うち交通事故	30. 6 5, 280	32. 4 5, 004	33. 2 4, 595	31. 7 4, 279	30. 3					
	4. 2 1, 308, 158	4. 0	3. 7	3. 5	3. 0					
	1, 046. 4	1, 075. 5	1, 096. 8	1, 116. 2	1, 092. 0					

^{※1「}人口動態調査」(厚生労働省)によります。

^{※2} 死亡数は、市区町村への届出数です。

^{※3} 上記死因のうち、普通傷害保険・家族傷害保険では「不慮の事故」が補償され、 交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険では主に「不慮の事故」の「うち交通事故」が補償されます。

第14表 不慮の事故 種類別・年齢別死亡数〈2020年〉

年齢別 種類別	0歳	1-4歳	5-9歳	10-14歳	15-29歳	30-44歳	45-64歳	65-79歳	80歳~	不詳	合計
13279(0) 1	人 2	人 20	人 22	人 13	人 392	人 291	人 779	人 1, 204	人 995	人	人 3, 718
交通事故	(3. 4)	(35. 1)	(44. 9)	(24. 5)	(53. 5)	(32. 7)	(22. 2)	(11. 8)	(4.4)	-	(9. 8)
転倒・転落・墜落	3 (5. 2)	(3.5)	3 (6. 1)	4 (7.5)	78 (10. 6)	111 (12. 5)	532 (15. 2)	1, 633 (16. 0)	7, 218 (32. 0)	1 (5. 0)	9, 585 (25. 1)
スリップ、つまづき及びよろめきによ る同一平面上での転倒	2 (3. 4)	-	-		15 (2. 0)	26 (2. 9)	252 (7. 2)	975 (9. 5)	6, 512 (28. 9)	-	7, 782 (20. 4)
階段及びステップからの転落及びその 上での転倒	-	_	1 (2.0)	_	-	8 (0, 9)	61 (1.7)	207	247	_	524 (1. 4)
建物又は建造物からの転落	-	2 (3. 5)	2	3	45	38	86	107	111	1	395
その他の転落	_	(3. 5)	(4. 1)	(5. 7)	(6. 1)	(4. 3)	(2.5)	(1. 0)	(0. 5)	(5. 0)	(1. 0)
生物によらない機械的な力への曝露*	-	1		(1. 9)	(1.8)	(3. 4)	(2. 8)	(1. 9) 176	(0.7)	-	(1. 3)
投げられ、投げ出され又は落下する物 体による打撲		(1. 8)		-	(2.7)	(5. 1)	(3. 8)	(1. 7)	(0. 4)		(1. 2)
生物による機械的な力への曝露**	1				(1.1)	(1.3)	(0.9)	(0.6)	(0. 1)	-	(0.3)
不慮の溺死及び溺水	(1.7)	8	11	24	123	112	(0. 0) 528	(0. 0) 2, 689	(0. 0)	5	(0. 0) 7, 333
浴槽内での及び浴槽への転落による溺	(10. 3)	(14. 0)	(22.4)	(45. 3) 11	(16. 8)	(12. 6)	(15. 1) 281	(26. 3) 2, 006	(17. 0) 3, 059	(25. 0)	(19. 2) 5, 444
死及び溺水	(10. 3)	(7.0)	(4.1)	(20.8)	(5.3)	(4.0)	(8.0)	(19.6)	(13. 6)	-	(14. 3)
自然の水域内での及び自然の水域への 転落による溺死及び溺水	-	1 (1. 8)	8 (16. 3)	12 (22. 6)	74 (10. 1)	62 (7. 0)	153 (4. 4)	259 (2. 5)	139 (0. 6)	2 (10. 0)	710 (1. 9)
その他の不慮の窒息	42 (72. 4)	21 (36. 8)	4 (8. 2)	5 (9. 4)	29 (4. 0)	100 (11. 2)	580 (16. 5)	1, 947 (19. 0)	5, 112 (22. 7)	1 (5. 0)	7, 841 (20. 6)
胃内容物の誤えん	10 (17. 2)	7 (12. 3)	-	-	8 (1.1)	26 (2. 9)	96 (2. 7)	245 (2.4)	718 (3. 2)	-	1, 110 (2. 9)
気道閉塞を生じた食物の誤えん	6 (10. 3)	8 (14. 0)	1 (2.0)	2 (3. 8)	6 (0.8)	36 (4, 0)	335 (9. 5)	1, 140 (11. 1)	2, 658 (11. 8)	1 (5. 0)	4, 193 (11. 0)
気道閉塞を生じたその他の物体の誤え ん	3 (5. 2)	4 (7. 0)	1 (2. 0)	1 (1. 9)	3 (0.4)	20 (2. 2)	83 (2.4)	405	1, 527	-	2, 047 (5. 4)
詳細不明の窒息	5 (8. 6)	1 (1. 8)	1 (2.0)	1 (1. 9)	4 (0.5)	4 (0.4)	42 (1. 2)	108	173 (0.8)	-	339 (0. 9)
電流、放射線並びに極端な気温及び 気圧への曝露	(0.0)	(1. 6)	(2.0)	(1. 9)	(0.3)	(0. 4)	7 (0. 2)	(1. 1) 43 (0. 4)	49 (0. 2)		104 (0.3)
煙、火及び火炎への曝露	-	3	6	4	8	33	155	308	377	9	903
建物又は建造物内の管理されていない 火への曝露		(5. 3)	(12. 2)	(7.5)	(1. 1)	(3.7)	124	(3. 0)	(1.7)	(45. 0)	(2. 4)
熱及び高温物質との接触	_	(5. 3)	(10. 2)	(7.5)	(1.0)	(3. 3)	(3.5)	(2. 3)	(0. 9)	(30. 0)	(1. 6)
有毒動植物との接触	-	-		=	-	1	(0.0)	(0.1)	(0. 2)	-	(0.1)
自然の力への曝露	2	1	2	_	11	(0.1)	(0. 2)	922	(0.0)	3	2, 666
自然の過度の高温への曝露	(3. 4)	(1.8)	(4. 1)	_	(1.5)	(5. 5)	(10. 4)	(9. 0) 565	(5. 8) 751	(15. 0)	(7. 0) 1, 528
自然の過度の低温への曝露	(1.7)	(1.8)	(2.0)	_	(0.3)	(2. 8)	(5. 2)	(5. 5)	(3. 3)	(5. 0)	1, 054
地震による受傷者	(1.7)	-	_	_	(1. 1)	(2.0)	(4.9)	(3. 3)	(2. 3)	(10. 0)	(2.8)
有害物質による不慮の中毒及び有害	-	-	1	1	46	117	159	82	87	-	493
物質への曝露 無理ながんばり、旅行及び欠乏状態	-	-	(2. 0)	(1. 9)	(6. 3)	(13. 1)	(4.5)	(0.8)	(0.4)	1	(1. 3)
その他及び詳細不明の要因への不慮	2	- 1	_	2	(0.1)	28	(0. 3) 248	(0. 1) 1, 207	(0.0)	(5. 0)	(0. 1) 4, 931
の曝露	(3. 4)	(1. 8) 57	49	(3. 8)	(3. 1) 733	(3. 1) 890	(7. 1) 3, 508	(11. 8) 10, 235	(15. 2) 22, 530	20	(12. 9) 38, 133
合 計	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100. 0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

^{※1「}人口動態調査」(厚生労働省)によります。

^{※2} 死亡数は、市区町村への届出数です。

^{※3 *}物体との衝突・打撲、物体への挟まれ、機械・工具との接触、ポイラーほか加圧された装置の爆発等を含みます。 **他人による叩かれ・打撲・蹴られ、他人との衝突、犬ほか哺乳類による咬傷・打撲、無毒動植物との接触等です。 ※4 () 内は各年齢別の構成比(%)です。

第15表 日本人海外旅行者の国・地域別訪問者数

訪問先		##	20154	F	20164	F	2017年	F	2018	Ŧ	2019年	
	訪問先	基準		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
			人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	中国	VFN	2, 497, 657	-8. 1	2, 587, 440	3. 6	2,680,033	3.6	2, 689, 662	0.4	-	-
	韓国	VFN	1, 837, 782	-19.4	2, 297, 893	25. 0	2, 311, 447	0.6	2, 948, 527	27. 6	3, 271, 706	11.0
	台湾	VFR	1, 627, 229	-0.5	1, 895, 702	16. 5	1, 898, 854	0.2	1, 969, 151	3. 7	2, 167, 952	10. 1
	タイ	TFN	1, 381, 702	9.0	1, 439, 510	4. 2	1, 544, 442	7.3	1, 655, 996	7. 2	-	_
	シンガポール	VFR	789, 179	-4.3	783, 862	-0.7	792, 873	1.1	829, 676	4. 6	884, 308	6.6
	ベトナム	VFR	671, 379	3.6	740, 592	10.3	798, 119	7.8	826, 674	3. 6	951, 962	15. 2
	香港	TFR	632, 959	-0.5	692, 529	9. 4	813, 207	17.4	852, 192	4.8	660, 883	-22.4
	インドネシア	VFN	549, 705	8.8	545, 392	-0.8	573, 310	5. 1	530, 573	-7. 5	519, 623	-2.1
	フィリピン	TFR	495, 662	6. 9	535, 238	8. 0	584, 180	9.1	631, 821	8. 2	682, 788	8. 1
	マレーシア	TFN	483, 569	-12.6	413, 768	-14. 4	392, 777	-5. 1	394, 540	0.4	424, 694	7. 6
	マカオ	THSR	161, 897	-5. 7	184, 778	14. 1	190, 267	3.0	188, 917	-0.7	192, 156	1.7
-7	インド	TFN	207, 415	-5. 5	208, 847	0. 7	222, 527	6.6	236, 236	6. 2	-	-
アジ	カンボジア	TFR	193, 330	-10. 4	191, 577	-0.9	203, 373	6.2	210, 471	3. 5	-	-
ア	ミャンマー	TFN	90, 312	8. 2	100, 784	11.6	101, 484	0.7	104, 376	2. 8	125, 706	20. 4
	ラオス	VFN	43, 826	-2.3	49, 191	12. 2	32, 064	-34. 8	38, 985	21. 6	41, 736	7. 1
	スリランカ	TFN	45, 418	7.8	44, 649	-1. 7	47, 308	6.0	49, 038	3. 7	31, 441	-35. 9
	モルジブ	TFN	39, 244	1. 1	39, 894	1. 7	41, 133	3. 1	42, 304	2. 8	44, 251	4. 6
	ネパール	TFN	17, 613	-31.8	22, 979	30. 5	27, 326	18. 9	29, 768	8. 9	30, 534	2. 6
	モンゴル	TFN	19, 277	5. 4	19, 985	3. 7	22, 519	12. 7	20, 990	-6. 8	24, 419	16. 3
	ブルネイ	TFN	4, 336	-7. 2	4, 474	3. 2	5, 191	16.0	5, 360	3. 3	10, 680	99. 3
	トルコ	VFN	104, 847	-33. 3	44, 695	-57. 4	49, 323	10. 4	81, 931	66. 1	103, 320	26. 1
	サウジアラビア	TFN	16, 860	23. 5	16, 958	0.6	13, 621	-19. 7	22, 497	65. 2	5, 634	-75. 0
	イスラエル	TFR	9, 985	-23. 4	11, 891	19. 1	17,067	43.5	19, 568	14. 7	26, 100	33. 4
	イラン ヨルダン	VFN	8, 393	9. 7	10, 395	23. 9	13, 370	28.6	7, 631	-42. 9	11.704	
		TFN VFN	7, 468 5, 238	-55. 4	6, 832	-8.5	7, 509	9.9	9, 770	30. 1	11, 794	20. 7
	クウェート グアム	TFR	773, 019	0. 4 -4. 7	5, 438 745, 680	3. 8 -3. 5	5, 601 620, 376	3. 0 -16. 8	5, 500 566, 588	-1. 8 -8. 7	687, 566	21. 4
	オーストラリア	VFR	341, 990	2. 5	417, 880	22. 2	434, 500	4. 0	469, 230	8. 0	498, 640	6.3
才	ニュージーランド	VFR	87, 328	7. 6	100, 736	15. 4	102, 048	1.3	99, 784	-2. 2	97, 682	-2. 1
セ	北マリアナ諸島	VFN	80, 832	-26. 7	61, 026	-24. 5	50, 944	-16. 5	27, 291	-46. 4	- 51,002	2. 1
アニ	パラオ	TFN	31, 026	-17. 1	29, 237	-5. 8	26, 031	-11.0	22, 416	-13. 9	19, 742	-11. 9
ア	ニューカレドニア	TFR	20, 056	5. 1	21, 151	5. 5	21, 839	3. 3	21, 472	-1. 7	21, 670	0. 9
	仏領ポリネシア	TFR	11, 447	-8. 6	12, 174	6. 4	12, 808	5. 2	9, 912	-22. 6	8, 176	-17. 5
	フィジー	TFR	6, 092	3. 5	6, 274	3. 0	6, 350	1. 2	11, 903	87. 4	14, 868	24. 9
	エジプト	VFN	16, 196	31. 1	18, 643	15. 1	32, 743	75. 6	41, 807	27. 7	=	-
	モロッコ	TFN	18, 072	-44. 4	23, 459	29.8	32, 498	38. 5	35, 450	9. 1	-	-
	南アフリカ共和国	TFR	20, 202	-26. 5	25, 802	27. 7	27, 410	6.2	27, 541	0. 5	28, 388	3. 1
ア	ジンバブエ	VFR	12, 713	-31.1	22, 566	77. 5	34, 214	51.6	32, 014	-6. 4	20, 766	-35. 1
フ	ニジェール	TFN	6, 750	-0.1	7, 644	13. 2	8, 253	8.0	7, 887	-4. 4	9, 648	22. 3
リ カ	ザンビア	TFR	8, 742	16.0	7, 420	-15. 1	7, 944	7. 1	8, 390	5. 6	=	-
20	タンザニア	VFR	4, 463	-39.8	5, 633	26. 2	6,888	22.3	7, 393	7. 3	-	-
	チュニジア	TFN	2,071	-66. 4	1, 379	-33. 4	1,875	36.0	5, 454	190. 9	8,061	47.8
	エチオピア	TFR	5, 334	12. 1	5, 006	-6. 1	5, 713	14. 1	5, 024	-12. 1	-	-
	ナイジェリア	VFN	14, 405	24. 6	11,662	-19. 0	_	_	-	_	_	-

^{※1「}観光白書」(国土交通省編)によります。

ペネ・ペルロョ」 (当上×四日神) によりまり。 ※2 上記は、UNWTO (国連世界観光機関) 資料、日本政府観光局資料 (出典: UNWTO (国連世界観光機関) 、各国政府観光局) に基づき観光庁が作成した資料です。 ※3 基準の略称は以下のとおりです。

N: 国籍別統計 R: 居住地別統計 F: 国境到着者数 CE: 登録観光施設到着者数

訪問先		11. 201	20154	F	20164	F	20174	¥	20184	Ŧ	20194	F
	訪問先	基準		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
			人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	ドイツ	TCER	647, 243	-3. 5	545, 013	-15. 8	584, 871	7.3	613, 248	4. 9	614, 638	0. 2
	スペイン	TFR	607, 099	27. 8	463, 420	-23. 7	444, 518	-4. 1	547, 182	23. 1	677, 659	23. 8
	フランス	TFR	682, 121	-12. 2	411, 199	-39. 7	484, 580	17.8	540, 169	11. 5	-	
	イタリア	TFN	421, 917	-0.3	403, 879	-4. 3	385, 971	-4. 4	384, 004	-0. 5	372, 979	-2.9
	英国	VFR	323, 007	-7. 3	367, 501	13. 8	433, 196	17. 9	428, 952	-1. 0	388, 839	-9. 4
	オーストリア	TCER	236, 621	-3. 5	208, 710	-11.8	208, 248	-0.2	220, 198	5. 7	256, 355	16. 4
	スイス	THSR	226, 198	-9. 7	197, 567	-12. 7	227, 010	14. 9	211, 945	-6. 6	212, 617	0. 3
	クロアチア	TCER	159, 807	-9.6	120, 971	-24. 3	142, 043	17.4	159, 574	12. 3	150, 217	-5.9
	フィンランド	TCER	108, 106	5.8	114, 463	5. 9	124, 548	8.8	113, 000	-9.3	119, 104	5. 4
	ポルトガル	TCER	95, 453	10.4	115, 794	21. 3	143, 912	24. 3	141, 532	-1.7	144, 355	2.0
	オランダ	THSR	136, 000	-6. 2	106, 000	-22. 1	117,000	10.4	119,000	1.7	-	-
	チェコ	TCEN	123, 800	-0.9	105, 771	-14. 6	114, 955	8.7	129, 119	12. 3	147, 760	14. 4
	ポーランド	TCER	52, 622	4. 1	67, 040	27. 4	68, 370	2.0	63, 690	-6.8	-	-
	ロシア	VFN	87, 280	-17.0	84, 631	-3.0	101,827	20.3	105, 251	3. 4	112,000	6. 4
	ノルウェー	TCER	68, 071	9. 9	78, 046	14. 7	79, 243	1.5	58, 623	-26. 0	55, 092	-6.0
	ハンガリー	TCEN	64, 705	-5. 9	55, 100	-14. 8	66, 234	20.2	66, 239	0.0	67, 131	1.3
	ベルギー	TCER	96, 444	-13.8	50, 253	-47. 9	68, 253	35.8	84, 508	23.8	-	-
欧	スウェーデン	TCER	42,651	-0.7	46, 432	8. 9	47, 536	2.4	46,004	-3. 2	-	-
州	スロベニア	TCEN	42, 332	-8.4	33, 543	-20.8	33, 250	-0.9	36, 138	8. 7	33, 916	-6. 1
	エストニア	TCER	22, 865	32. 1	23, 953	4.8	28, 831	20.4	31, 786	10. 2	-	-
	ラトビア	TCER	21, 575	38. 2	23, 191	7. 5	24, 576	6.0	29, 534	20. 2	20, 416	-30. 9
	リトアニア	TCER	21, 118	45. 4	22, 674	7. 4	23, 028	1.6	28, 158	22. 3	27, 318	-3.0
	アイスランド	TFN	16, 547	24. 0	22, 371	35. 2	22, 397	0.1	19, 137	-14. 6	18, 513	-3.3
	デンマーク	TCER	19, 696	-3.5	21,624	9.8	37, 325	72.6	39, 279	5. 2	43, 667	11. 2
	ブルガリア	VFR	12, 362	2. 5	15, 012	21.4	14, 898	-0.8	12, 250	-17. 8	12,024	-1.8
	ルーマニア	VFR	15, 816	9. 0	14, 057	-11. 1	15, 296	8.8	15, 939	4. 2	15, 631	-1.9
	サンマリノ	VFN	4, 512	13. 5	7, 796	72.8	6, 761	-13.3	7, 087	4. 8	-	-
	ルクセンブルク	TCER	9, 339	21. 6	7, 373	-21.1	6,673	-9.5	6, 541	-2.0	-	-
	スロバキア	TCEN	6, 411	26. 2	7, 271	13. 4	7, 555	3. 9	7, 474	-1.1	9, 691	29. 7
	ウクライナ	TFR	5, 067	16.6	6, 598	30. 2	7, 435	12.7	10, 318	38.8	-	-
	ボスニア・ヘルツェコ	TCER	6, 759	42. 5	6, 137	-9. 2	6,652	8.4	7,884	18. 5	-	-
	ジョージア	VFR	5, 326	32. 4	5, 329	0.1	5, 969	12.0	8, 236	38. 0	9, 413	14. 3
	セルビア	TCEN	5, 196	-2.5	5, 245	0.9	5, 769	10.0	6, 486	12. 4	7, 110	9.6
	アルバニア	VFN	4, 286	-4.8	3, 385	-21.0	5, 483	62.0	6, 405	16.8	6, 543	2.2
	カザフスタン	VFR	6, 450	1. 1	5, 892	-8.7	8,682	47.4	8, 257	-4. 9	9,721	17.7
	ギリシャ	TFR	9, 983	-46. 6	-	-	=	-	=	-	-	-
	米国	TFR	3, 792, 997	3.8	3, 603, 786	-5. 0		-0.2	3, 493, 313		3, 752, 980	7. 4
北	(ハワイ州)	TFR	1, 482, 304	-1. 9		0.4	1, 525, 343	2.5			1, 576, 205	5.8
米	カナダ	TFR	275, 027	6. 4	303, 726	10. 4	295, 333	-2.8	251, 235		-	_
-	メキシコ	TFN	118, 739	10.6	132, 976	12. 0	151, 043	13. 6	156, 471	3. 6	153, 894	-1.6
	ブラジル	TFR	70, 102	-17. 2	79, 754	13. 8	60, 342	-24. 3	63, 708	5. 6	78, 914	23. 9
	ペルー	TFR	55, 311	-7.6	47, 090	-14. 9	48, 171	2.3	47, 605		=	-
	キューバ	VFR	13, 792	81. 7	22, 150	60.6	22, 020	-0.6	19, 157		=	-
中	ボリビア	TFN	17, 278	3. 1	16, 212	-6. 2	14, 487	-10.6	13, 638	-5. 9	10 001	-
南	チリ コロンビア	TFN	15, 103	0.3	15, 863	5. 0	16, 998	7.2	16, 511	-2. 9	16, 691 7, 506	1.1
米	パナマ	TFR	7, 243	-2. 6	7, 400	2. 2	7, 581	2. 4	8, 138 6, 153	7.3	7, 506	-7.8
	コスタリカ	VFR TFN	5, 422 5, 461	24. 6	4, 642 5, 401	-14. 4 -1. 1	5, 396 5, 955	16. 2	6, 153 6, 460	14. 0 8. 5	6, 692	2 E
	エクアドル	VFN	5, 461 5, 323	3. 5 -1. 9	5, 401 4, 790	-1. 1 -10. 0	5, 955 5, 855	10. 3 22. 2	6, 460 5, 553	8. 5 -5. 2	5, 826	3. 6 4. 9
	パラグアイ	TFN	4, 324	-9. 9	4, 790	7. 7	3, 761	-19. 2	3, 198	-15. 0	0,020	4. 9
	2:7771	11,11	4, 524	J. 9	4,007	1.1	0, 101	13. 4	J, 190	15.0		

 ^{※6} 米国の数値には、米国本国(全米50 州とコロンビア特別区)への入国者の他、北マリアナ諸島、グアム、米領サモア、ブエルトリコ、米領 バージン諸島などの地域への入域者を含みます。
 ※7 ハワイ州の数値は米国の内数です。
 ※8 サイパンは北マリアナ諸島に属します。
 ※9 各国の数値は、推計値から確定値への変更、統計基準の変更、数値の非整合性等の理由により、その都度、過去にさかのぼって変更される 出るがよります。

場合があります。 ※10 数値は、2021年2月時点のものです。

第16表 わが国在外公館が取り扱った事件・事故に係る海外邦人援護件数〈2020年〉

地域事件・事故等の種類		アジア	大洋州	北 米	中南米	欧 州	中東	アフリカ	合 計
事故・災害	件数(件)	34	8	12	1	7	1	2	65
学 成 · 炎音	人 数 (人)	49	10	15	1	7	3	3	88
犯罪加害	件数(件)	131	1	20	4	10	3	4	173
犯非加吾	人 数 (人)	169	2	22	4	12	5	4	218
犯罪被害	件数(件)	319	60	191	85	594	14	46	1, 309
犯非极音	人 数 (人)	349	70	213	103	636	14	61	1, 446
その他	件数(件)	6, 490	1, 499	1, 952	2, 488	4, 516	1, 193	2, 077	20, 215
での個	人 数 (人)	8, 881	296	1, 069	503	1, 240	333	697	13, 019
	件数(件)	6, 974	1, 568	2, 175	2, 578	5, 127	1, 211	2, 129	21, 762
合計	人 数 (人)	9, 448	378	1, 319	611	1,895	355	765	14, 771
ПН	(内 死亡者) (人)	(332)	(12)	(58)	(9)	(51)	(2)	(5)	(469)
	(内 負傷者) (人)	(94)	(9)	(25)	(9)	(47)	(4)	(13)	(201)

^{※「}海外邦人援護統計」(外務省)によります。



2021年度(2020年度統計)

傷害保険の概況

2022年4月発行

発行 損害保険料率算出機構(損保料率機構) 総合企画部広報グループ

〒163-1029 東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー29F TEL 03 (6758) 1300 (代表) URL https://www.giroj.or.jp/